

◆『発注者ナビ』とは

公共工事発注者へ各種取組事例の情報提供、共有するものです。

★コンテンツ

- 1) 新・全国統一指標 ～発注関係事務の取り組み向上に向けて～
- 2) “地域インフラ”サポートチーム関東の設置について

★特集

- 1) 関東地整における遠隔臨場の取り組み

1) 新・全国統一指標 ～発注関係事務の取り組み向上に向けて～

<概要>

- 将来にわたる公共工事の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。
- 令和2年1月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正を行い、都道府県や市区町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。
- これを踏まえ、令和2年12月23日に全国統一指標、関東ブロック独自指標について各発注機関毎の目標値を公表し、「見える化」を行いました。
今後は毎年フォローアップを実施し、公共発注者が一丸となって公共工事の品質確保に取り組んでまいります。

★詳細はコチラをクリック

[全国統一指標・関東ブロック独自指標 目標値](https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000162.html)

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000162.html>

2) “地域インフラ”サポートチーム関東の設置について

<概要>

- 令和2年1月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正や令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5ヶ年加速化対策」の着実な推進に向けた円滑な執行等、発注者としての責務がより重要となってきています。
- これらを踏まえ、品確法運用指針に関する地方公共団体等の公共工事発注者の相談窓口機能を強化するため、令和3年2月9日に「“地域インフラ”サポートチーム関東」を設置し、これまで以上に発注者間の連携を強化していきます。

★詳細はコチラをクリック

[“地域インフラ”サポートチーム関東の設置について](https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000019.html)

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000019.html>

特集 関東地整における遠隔臨場の取り組み

令和2年度から建設現場の遠隔臨場の活用を開始
今後も、受注者・発注者の意見を聞きながら、積極的な活用を推進
～ 「段階確認」、「材料確認」、「立会」において適用 ～

【活用効果】

- 遠隔臨場の活用により、立会に要する移動時間や待ち時間が軽減され、受注者、発注者の業務の効率化、働き方改革に効果的であることが確認されています。
- 人と人の接触機会が軽減され、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策としても有効な手段となっています。

※ 遠隔臨場は、非接触・リモート型の働き方への転換と抜本的な生産性や安全性向上を図るインフラ分野のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進に関する取り組みにもなっています。

【費用の負担】

➤ 「発注者指定型」の工事

(発注者が施工現場への移動に多くの時間を要する工事、構造物等の立会頻度が多い工事 等)
費用の100%を技術管理費に積み上げ計上 (発注者が全額費用を負担)

➤ 「発注者指定型」以外の工事

受注者に意向確認を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として実施する場合は、費用の100%を技術管理費に積み上げ計上 (発注者が全額費用を負担)

※ 遠隔臨場は、受注者が専門業者から機器をレンタルして実施するケースが多い。

※ 費用には、機器レンタル料、アカウント料、サポート料等を要しており、受注者が専門業者から見積を徴収し、設計変更で積み上げ計上。

国土交通省HP

- ・ 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案) (令和2年3月 国土交通省 大臣官房技術調査課)
<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001343445.pdf>
- ・ 令和2年度における遠隔臨場の試行について
(令和2年5月7日 大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長)
<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001343439.pdf>

※『遠隔臨場の取り組み』の詳細については、事務局へお問い合わせください。

発行元(事務局): 関東地方整備局技術調査課 TEL: 048-601-3151(代表)

建設現場の遠隔臨場

関東地方整備局

〈概要〉

- ・受発注間の監督業務(段階確認、材料確認、立会)において遠隔臨場を積極的に試行
- ・現地に移動して臨場していた監督業務をリモートにより実施することにより、人との接触機会を軽減
- ・新型コロナウイルス感染症対策として実施する場合は、試行にかかる費用を100%計上 (※ 受注者へも周知)

※令和2年度の遠隔臨場の試行予定……153工事(29事務所) (令和3年1月末時点)

〈成果〉

- ・監督職員は、職場の自席や在宅勤務でも立会いが実施可能となった
- ・施工者は、待ち時間等がなくなり効率的に立会いが実施可能となった
- ・立会い以外の現場状況の説明等にもリモートで実施可能となった



受発注者ともに
人との接触機会が軽減された

〈課題〉

- ・現場条件により通信が不安定になる場合があった

現場での撮影状況



【ヘッドセット】

【カメラ】



▼ 横断防止柵 長さ確認状況



監督職員の確認状況

▼ リモートによる確認状況



【監督員 確認画面】



▲ 令和2年5月22日 荒川下流河川事務所の工事

建設現場の遠隔臨場の試行 監督職員の意見

関東地方整備局

- 立会のための移動時間や待ち時間が無くなり、現場における業務の効率化に寄与した
- 材料確認、工場検査、コンクリートの試験、鋼矢板の設置数等の立会は十分に対応可能であった
- 人と人との接触機会が軽減され、新型コロナウイルス感染症対策として有効な手段となった

【成果】

- 現場への移動時間が無く、定刻に立会を開始出来るため、効率的に立ち会いを実施可能。(立会の掛け持ちも可能となった。)
- 材料確認、工場検査、コンクリートの試験、鋼矢板や根固ブロックの設置数等の立会は遠隔臨場で十分に対応可能であった。
- 映像を録画し保存出来るため、チェック機能、粗雑防止の効果が望める。
- 移動が無く、人との接触機会が軽減され、コロナ感染や交通事故等のリスクが軽減出来た。(在宅勤務でも立会の対応が可能。)

【課題】

- 現場条件により通信が不安定となり、通信が途切れたり、映像が不鮮明になる場合があった。

【その他】

- 現場条件により通信が不安定になる場合があるため、今後、「5G」等の普及により、更に効果的な遠隔臨場が可能となることに期待。
- 先ずは、使ってみて、受発注者ともに慣れることが重要であると感じた。(慣れてしまえばスムーズに立会が可能。)

【事例】遠隔臨場 現場における工夫

- 出張所や詰所の会議室を専用スペースとして機器を常設し、効率的に遠隔臨場を実施【発注者の工夫】
- 出張所の大型モニターを活用し、効率的な確認や複数での確認を可能とし、研修、視察等にも活用【発注者の工夫】
- 監督用PCに専用アプリのインストールが必要な場合、セキュリティ上、職員PCにインストール出来ないため、別途、監督用PCのレンタルが必要。受注者は連携して機器レンタル業者を選定(統一)し、監督用PCを集約して設置(設置するPC台数を抑制)【受注者の工夫】

・大型モニターを活用



▲ 大型モニター活用した遠隔臨場
(荒川下流 岩淵出張所)

・会議室に遠隔臨場の機器を常時セット
・受注者が連携して、
監督用PCを4台に集約して設置



▲ 出張所会議室に機器を常設
(荒川下流 岩淵出張所)